

議案第 68 号

損害の賠償について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 24 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

損害の賠償について

下記のとおり、損害を賠償する。

記

- 1 賠償の金額 金 4, 130, 093 円
- 2 賠償する相手 
- 3 賠償の理由 令和 6 年 11 月 13 日午後 2 時頃、杉並区荻窪四丁目 6 番地先の区道において、区が電柱に設置した街路灯の取付金具に相手方が所有するトラックが接触し、損傷した。
事故当時の街路灯の設置高さは、取付金具の最下部で 3.6 メートルであり、道路構造令第 12 条の規定による必要な高さ 3.8 メートルを下回るものであったため、本事故による修理費及び修理期間中の代車費に関する損害を賠償する。
- 4 支払の方法 一括払とする。

(提案理由)

区有街路灯に係る接触事故に関する損害の賠償をするため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定に基づきこの議案を提出する。